

平成23年度第2回第12期横浜市文化財保護審議会次第

日 時 平成23年10月19日(水)
午後2時から
場 所 関内駅前第一ビル202会議室

開 会

- 1 五味会長あいさつ
- 2 教育長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 平成23年度横浜市指定文化財の指定について
 - (2) その他
- 4 報告
 - (1) 「武家の古都・鎌倉」世界文化遺産登録推薦書の提出について
 - (2) その他

閉 会

<添付資料>

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 市指定文化財の指定についての諮問書(写) | 1頁 |
| (2) 指定文化財の指定についての調書案
・絹本著色仏涅槃図 | 3頁 |
| (3) 「武家の古都・鎌倉」世界文化遺産登録推薦書の提出について | 7頁 |

教生文第1255号
平成23年9月9日

横浜市文化財保護審議会
会長 五味 文彦 様

横浜市教育委員会
教育長 山田 巧



横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）

横浜市文化財保護条例第6条第1項に規定する市指定有形文化財の指定について、同条例第56条に基づき、別紙1件について諮問します。

平成23年度 横浜市指定文化財候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
1	有形文化財	絵画	絹本著色涅槃図	1幅	宗教法人宝生寺	中区南仲通5丁目60番地 神奈川県立歴史博物館（寄託）

横浜市指定有形文化財

1 名称	絹本著色仏涅槃図
2 員数	1 幅
3 指定年月日	平成23年11月1日(予定)
4 所在の場所	神奈川県立歴史博物館(寄託) 横浜市中区南仲通5丁目60番地
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人 宝生寺 代表役員 佐伯 真魚 横浜市南区堀ノ内町1丁目68番地
6 種類	絵画
7 品質及び形状	絹本著色 掛幅
8 寸法又は重量	縦 162.4cm 横 104.0cm
9 作者	不明
10 製作の年代又は時代	南北朝時代
11 画賛、奥書、めい文等	幅裏「涅槃像□ 廿八世実賢代」(修理銘)
12 伝来その他参考とな るべき事項	無
13 添付するもの	写真

指定調書

絹本着色仏涅槃図

員数 1幅
時代 南北朝時代
法量 縦 162.4cm × 横 104.0cm
所有者 横浜市南区堀ノ内町1丁目68番地
宗教法人 宝生寺 代表役員 佐伯 真魚
所在地 横浜市中区南仲通5丁目60番地 神奈川県立歴史博物館（寄託）

釈迦の入滅を描く涅槃図は時代や宗派をこえて数多く描かれ、涅槃会の法要に用いられてきた。我が国の遺品は鎌倉期以降のものがほとんどを占めるが、ことに関東地域では鎌倉・南北朝期（13～14世紀）に遡る遺品が極めて少なく、神奈川県下においても鎌倉・円覚寺本（国指定重要文化財）、横浜・称名寺本など数点が知られるのみである。

本図は鎌倉期以降よく見られる縦長に近い作例で、中央に横たわる釈迦、その周囲には駆けつけた菩薩や明王、釈迦の弟子、王族、貴紳たちを、下半部には様々な動物たちを描き、生きとし生けるものが嘆き悲しむ様子を表現している。画面上部左側から釈迦の母、摩耶夫人が切利天から飛来する姿を描く。釈迦の周囲には八本の沙羅双樹があり、そのうち右半分は白変し、その背後には跋提河が描かれる。このような図様は『大涅槃経』にのっとった通例によく見られるものである。

彩色は全面にわたり剥落が見られ、元の状態が損なわれていることは惜しまれる。釈迦の全身のみに限っては鮮やかな金泥が塗られ、衣文線も金泥で引かれているためにひときわ目立つが、これは江戸期に彩色を加え、描き直されたことによる。このため枕にする右腕から頬にかけての描写に矛盾が見られるなど、当初の図様を忠実に写し取れなかった部分も指摘できる。ただこのように釈迦の部分のみ補修することは、法要に頻繁に使用された涅槃図諸作品によく見られるものであって、本図ではその補修が釈迦のみにとどまっており、全体的には中世絵画の画趣をよく伝えている。

描法上の特徴は、線描に重きを置き、速い描線や水墨描法に通じるような抑揚ある筆遣いに意を用いていることである。その反面、彩色は端正感に欠けるところが指摘されるが、このような線描本位の描法は、鎌倉中期以来の水墨画愛好の伝統を持つ関東地域の作例に通底するものと言えよう。

宝生寺は、寺伝によると平安時代末期の承安元（1171）年創建と伝えられ、鎌倉・室町期には、当地の豪族平子氏の菩提寺として栄えた。江戸時代には真言宗談義所として末寺約五十ヶ寺を持つ大寺であったため、寺宝も多く、鎌倉期から江戸期にわたる多くの文化財を伝えており、県指定文化財としては本尊木造大日如来坐像、両界曼荼羅が、市指定文化財としては本堂、宝生寺文書、羅漢図などがある。本涅槃図の伝来は未詳であるものの、江戸期（19世紀前半）編纂の『新編武蔵風土記稿』（巻之七十七）の「宝生寺」の寺宝の項には本図の存在が記載されている。

制作時期としては、骨太の描線や暗色の色調、的確な造形力などに鎌倉後期の力強い画

風がよみとれるものの、描線などにはやや粗放さが目立っており、動物の造形把握にもやや弛緩した部分が見られることから、それより下った南北朝期（14世紀）の制作とみなせよう。作者は未詳だが、前記した描法の特徴からすれば、鎌倉地方にあった絵仏師の作である可能性が高い。

以上、本図は、南北朝期まで遡る涅槃図の古作で、描法も優れていること、関東地域の描法を持つという地域的な特性を有すること、などの理由により、市指定文化財にふさわしいものとする。

絹本着色仏涅槃図



平成23年9月22日

「武家の古都・鎌倉」及び「富士山」の世界文化遺産推薦に係る 推薦書（暫定版）のユネスコへの提出について

本日、外務省において世界遺産条約関係省庁連絡会議（構成：外務省、文化庁、環境省、林野庁、水産庁、国土交通省、宮内庁）が開催され、「武家の古都・鎌倉」（文化庁・国土交通省の共同推薦）及び「富士山」（文化庁・環境省・林野庁の共同推薦）の世界文化遺産への推薦について検討が行われました。その結果、両資産の推薦書（暫定版）をユネスコ世界遺産センターへ今月末までに提出を行うことが決定されましたので、お知らせします。

（本件同時発表：外務省、環境省、林野庁、国土交通省）

（参考）今後の予定

- 平成23年9月30日まで 推薦書（暫定版）のユネスコ世界遺産センターへの提出
- 平成24年2月1日まで 推薦書（正式版）のユネスコ世界遺産センターへの提出
- 平成24年夏～秋 イコモスによる現地調査
- 平成25年5月頃 イコモスによる評価結果の勧告
- 平成25年夏 第37回世界遺産委員会において審議

<担当>

文化庁文化財部記念物課

課長	矢野 和彦（内線2873）
世界文化遺産室長	小林 万里子（内線4784）
世界文化遺産推薦係長	坂本 真樹（内線2877）
主任文化財調査官	本中 眞（内線2881）
文化財調査官	西 和彦（内線4763）
電話	03-5253-4111（代表） 03-6734-2877（直通）

平成 2 3 年 9 月

「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産推薦について（案）

1. 名 称

「武家の古都・鎌倉」 “Kamakura, Home of the SAMURAI”

2. 所在地

神奈川県 横浜市・鎌倉市・逗子市

3. 暫定一覧表記載年

平成4(1992)年

4. 共同推薦省庁

文化庁及び国土交通省

5. 概 要

「武家の古都・鎌倉」は、以下に記す観点から顕著な普遍的価値を有する。

戦士階級に属した武家が、12世紀末の日本において古代社会の貴族支配から中世・近世へと続く武家支配への移行という大変革をもたらした政権を樹立し、その構築・運営した政治支配体制の中から武家文化を生みだしたことを示す物証である。

武家は、日本における時代の大転換期に、要害的地形をなす後背山稜の崖地及び谷戸を切削・造成し、そこに重要な施設を機能的に配置し、政権支配・防御の構造を創り出すことによって、山稜部と一体となった稀に見る政権所在地の類型を形成した。

「武家の古都・鎌倉」の顕著な普遍的価値

評価基準(iii) 武家政権発足の地、武家文化創出を表す証拠

- ・世襲制による職業的戦士階級を出自とする武家集団による支配
- ・禅宗寺院などの中国文化との交流・摂取
- ・茶・禅などの文化的伝統の醸成

評価基準(iv) 山稜部と一体となった稀に見る政権所在地の類型

- ・「三方を山に囲まれ、一方が海に開く」要害の地
- ・切通、やぐら等独特な土木的施工による造成の痕跡
- ・神社・居館等の機能的配置

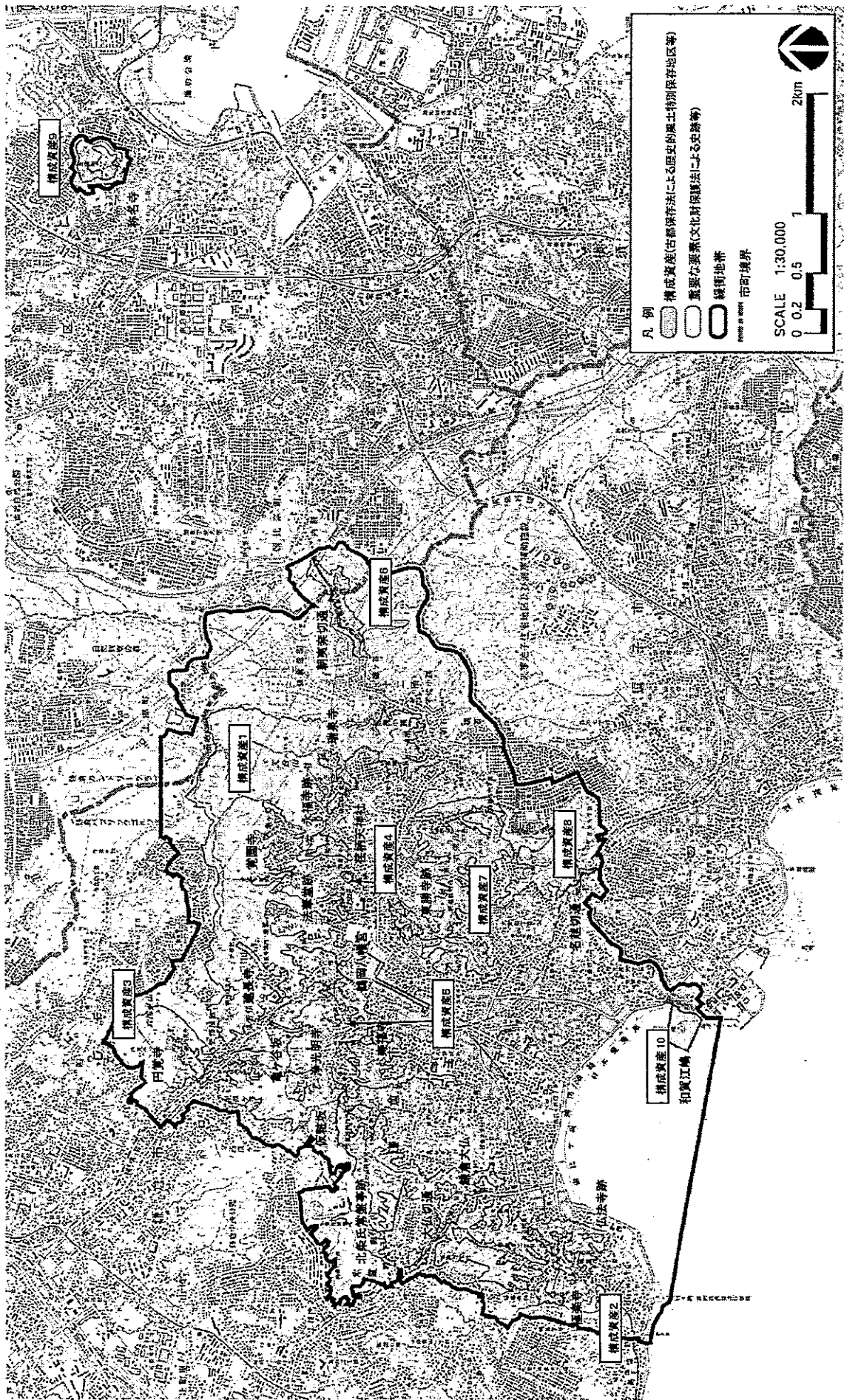
6. 資産の保護措置

文化財保護法及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)

7. 構成資産一覧

構成資産名	重要な要素 (括弧内は内包される記念工作物等)	種別	地形属性
構成資産 1	鶴岡八幡宮(若宮大路、上宮、摂社若宮) (つるがおかはちまんぐう(わかみやおおじ、じょうぐう、せっしゃわかみや))	神社	山 稜 部
	寿福寺(じゅふくじ)	寺院	
	建長寺(庭園、山門、仏殿、法堂、昭堂、大覚禅師塔、朱垂木やぐら群) (けんちょうじ(ていえん、さんもん、ぶつでん、はつとう、しょうどう、だいがくぜんじとう、しゅだるきやぐらぐん))	寺院	
	瑞泉寺(庭園)(ずいせんじ(ていえん))	寺院	
	鎌倉大仏(かまくらだいぶつ)	寺院	
	覚園寺(百八やぐら群)(かくおんじ(ひやくはちやぐらぐん))	寺院	
	仏法寺跡(ぶつぼうじあと)(構成資産2に所在する極楽寺に含まれる)	(寺院跡)	
	永福寺跡(ようふくじあと)	寺院跡	
	法華堂跡(ほっけどうあと)	寺院跡	
	北条氏常盤亭跡(ほうじょうしときわのていあと)	武家館跡	
	亀ヶ谷坂(かめがやつざか)	切通	
	仮粧坂(けはいざか)	切通	
	大仏切通(だいぶつきりどおし)	切通	
構成資産 2	極楽寺(ごくらくじ)(構成資産1に所在する仏法寺跡を含む)	寺院	
構成資産 3	円覚寺(庭園、舍利殿)(えんがくじ(ていえん、しゃりでん))	寺院	
構成資産 4	荏柄天神社(えがらてんじんしゃ)	神社	
構成資産 5	浄光明寺(じょうこうみょうじ)	寺院	
構成資産 6	朝夷奈切通(あさいなきりどおし)	切通	
構成資産 7	東勝寺跡(とうしょうじあと)	寺院跡	
構成資産 8	名越切通(まんだら堂やぐら群) (なごえきりどおし(まんだらどうやぐらぐん))	切通	
構成資産 9	称名寺(しょうみょうじ)	寺院	
構成資産 10	和賀江嶋(わかえのしま)	港跡	海浜部

「武家の古都・鎌倉」構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲



(案)

平成23年10月19日

横浜市教育委員会
教育長 山田 巧 様

横浜市文化財保護審議会
会 長 五味 文彦

横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について (答申)

平成23年9月9日付教生文第1255号で諮問のありました市指定文化財の指定につきましては、平成23年10月19日開催の横浜市文化財保護審議会において審議いたしました結果、別紙1件については横浜市文化財保護条例第6条第1項に規定する市指定有形文化財に指定することが適当である旨、意見の一致をみましたので、答申します。

平成23年度 横浜市指定文化財候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
1	有形文化財	絵画	絹本著色仏涅槃図	1幅	宗教法人宝生寺	中区南仲通5丁目60番地 神奈川県立歴史博物館（寄託）